

議案第 5 1 号 資料

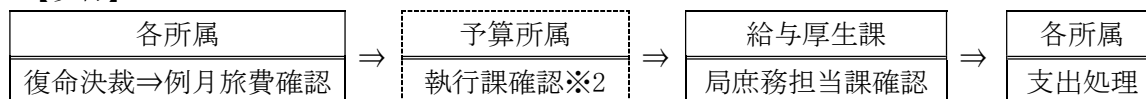
旅費事務の総務事務センターへの移管について

「川崎市行財政改革第 2 期プログラム」、「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき、平成 31 年度、総務企画局内に総務事務センターが開設され、総務事務の効率化・集中化を推進しております。その一環として、令和 3 年 4 月 1 日から教育委員会の旅費認定事務が総務事務センターに移管されます。

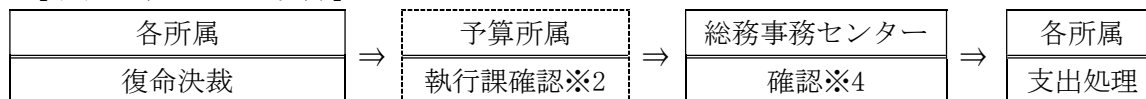
移管に伴い、現在、各所属の旅費事務担当者が行っている例月旅費確認（決裁済となった片道 100km 未満日帰り出張復命書の入力内容の確認）が不要となります。

《片道 100km 未満日帰り出張（例月旅費）の事務フローの変更》※1

【現行】



【令和 3 年 4 月 1 日以降】※3



※1 片道 100km 以上日帰り旅費・宿泊に関する各所属における事務は、現在と変更ありません。

※2 予算所属が他所属の場合は、令和 3 年 4 月 1 日以降も予算執行課確認（例月旅費確認）が必要です。

※3 令和 2 年度の復命未決裁の旅費についても、令和 3 年 4 月 1 日以降は変更後の事務フローになります。

※4 例月旅費確認と局庶務担当課確認が統合されます。